

公益社団法人流山市シルバー人材センター
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

令和5年10月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和5年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年 7月～ 事業運営委員会での検討開始
- 令和5年10月～ ノー残業デーの実施
事務所内ネットシステムで職員への周知（毎月）
事務局長による毎水曜日の勤務状況の点検

目標2（職業生活家庭生活との両立に関する目標）

令和7年4月から有給休暇の取得率を75%以上となるように職場環境を整備する。

<対策>

- 令和5年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年 4月～ 事業運営委員会での検討開始及び実施に向けた課題整理
- 令和7年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

事務局体制における男女の配置が偏りがちなため、全ての職員が総合的に対応できるよう職場環境を整備するとともに、スキルアップに向けた研修等について検討する。

<対策>

- 令和5年10月～ 職員の事務分掌について実態を把握、事務局組織の課題整理
- 令和6年 4月～ 事業運営委員会での検討開始及び実施に向けた課題整理
職員に対する職場における意識や環境の整備について周知
- 令和7年 4月～ 事務局組織体制の整備、研修計画の作成